

第3章 今後の小児医療体制の確保・充実に向けた基本的な方向性

本章では、第1章及び第2章で確認してきた八王子地域における小児医療の現状やこれまでの取組、課題を踏まえ、今後、八王子地域の小児医療体制を確保、充実させていくための方策について検討していく。

1 一次医療（外来医療）

第2章でも述べたように、八王子地域全体の小児の外来患者数に占める比率としては、診療所が81.5%、一般病院が9.8%、二つの中核病院が4.0%、八王子小児病院が4.7%となっている。（「検討会まとめ」による。）八王子小児病院が占める比率は低い水準ではあるものの、一定のボリュームを持っている。

東京都保健医療計画では、一次保健医療圏として区市町村を地域単位として設定しており、住民の日常生活に最も身近な区市町村の役割が重要となる。

そのため、一次医療の役割分担という観点から、八王子小児病院の移転後の一次医療については、引き続き市内の診療所を中心に役割を担っていくよう、八王子市として市医師会に要請していく。

2 二次医療（入院医療）

現在の中核病院の小児科の病床数は、東京医科大学八王子医療センターが16床、東海大学八王子病院が30床であり、合計46床となっている。「検討会まとめ」によれば、二つの中核病院と八王子小児病院を合わせた小児の一日あたり入院患者数は48.4人となっているため、二つの中核病院の合計病床数を2.4上回っている。

二つの中核病院が八王子小児病院移転後の二次医療分すべての受け皿となる場合には、入院が必要な救急患者用の病床確保及び感染症患者用の個室化などへの対応を考慮し、円滑な病床運営を確保していくという観点から、二つの中核病院において小児病床数を増やす必要がある。

そのため、二つの中核病院に対して、八王子小児病院の移転を見据えた病床運営ができるよう、八王子市は小児病床数の拡充を要請してきたところである。今後、二つの中核病院の小児科運営の拡充に当たり、施設整備や機器整備について、八王子市と東京都は必要な支援を検討していく。

また、八王子小児病院の移転後は、八王子市における小児二次医療については、二つの中核病院が担うことになることから、これまで八王子小児病院で診てきた患者を円滑に受け入れることができる医療体制を整えるとともに、二つの中核病院と小児総合医療センター（仮称）との病院間相互の連携を確固たるものにし、さらには二つの中核病院における小児医療の専門性の向上を図るため、当分の間、東京都は二つの中核病院に専門医師を派遣する。

3 三次医療

東京都は、限られた小児医療資源を最大限有効に活用していくため、清瀬小児病院、八王子小児病院、梅ヶ丘病院の三つの都立病院を統合し、現在府中病院のあるキャンパス内に多摩総合医療センター（仮称）と一体的に小児総合医療センター（仮称）を整備することとしている。

N I C Uについては、現在、清瀬小児病院と八王子小児病院を合わせて15床設置しているが、小児総合医療センターではN I C U 24床、G C U 48床を整備する計画であり、M-F I C U 9床を整備する多摩総合医療センター（仮称）の産科部門と一体となって、「総合周産期母子医療センター」の機能を担うことで母体搬送が可能となる。また、多摩地域が区部に比べ、N I C Uの病床数が少ない中で、新生児搬送の必要性は依然として高いことから、小児総合医療センター（仮称）に引き続きドクターカーを配備することで対応していく。

その上で、八王子小児病院移転後の高度・専門的な新生児医療については、多摩地域はもとより東京都の小児医療の拠点となる小児総合医療センター（仮称）においてその役割を担うものとし、二つの中核病院と緊密な連携を図ることで、三次医療提供体制の確保を図っていく。また、心臓血管外科医療等その他の三次医療に相当する領域についても、小児総合医療センター（仮称）との連携の強化など同様の考えの下に取り組んでいく。

さらに、二つの中核病院において、N I C Uを整備することについて、八王子市は二つの中核病院と検討を行っていく。そして、将来的に二つの中核病院がN I C Uを整備する際には、八王子市と東京都は必要な支援を行うことについて、検討していく。

4 救急医療

(1) 小児準夜救急診療事業

八王子小児病院が移転した場合、市内の医療機関がそれぞれの役割分担の下で適切に対応することができるよう、八王子市の小児救急医療システムを今までよりも強化していく必要がある。

そのため、小児準夜救急診療事業については、実施場所を、現在の保健センターから、後述する小児病院の跡地に整備する施設に移転させ、医師会の協力を得て実施する。

また、この施設は、初期・二次救急医療の振り分けを行う機能を持たせた診療所として整備し、入院が必要な救急患者については、迅速かつ円滑に二次救急医療機関である中核病院につないでいく。

さらに、三次救急医療を担う小児総合医療センター（仮称）との連携を進めることで、小児救急医療体制を充実させていく。

(2) 小児ドクターカー等による小児救急搬送体制の充実

現在、八王子小児病院には、障害があり、人工呼吸器を装着しながら、

在宅療養を行っている患者も受診している。これらの患者の容態急変時など、小児患者の緊急時に小児総合医療センター（仮称）に迅速に搬送できる体制の構築が必要である。

また、多摩地域が区部に比べ、NICUの病床数が少ない中で、新生児搬送の必要性も依然として高い。

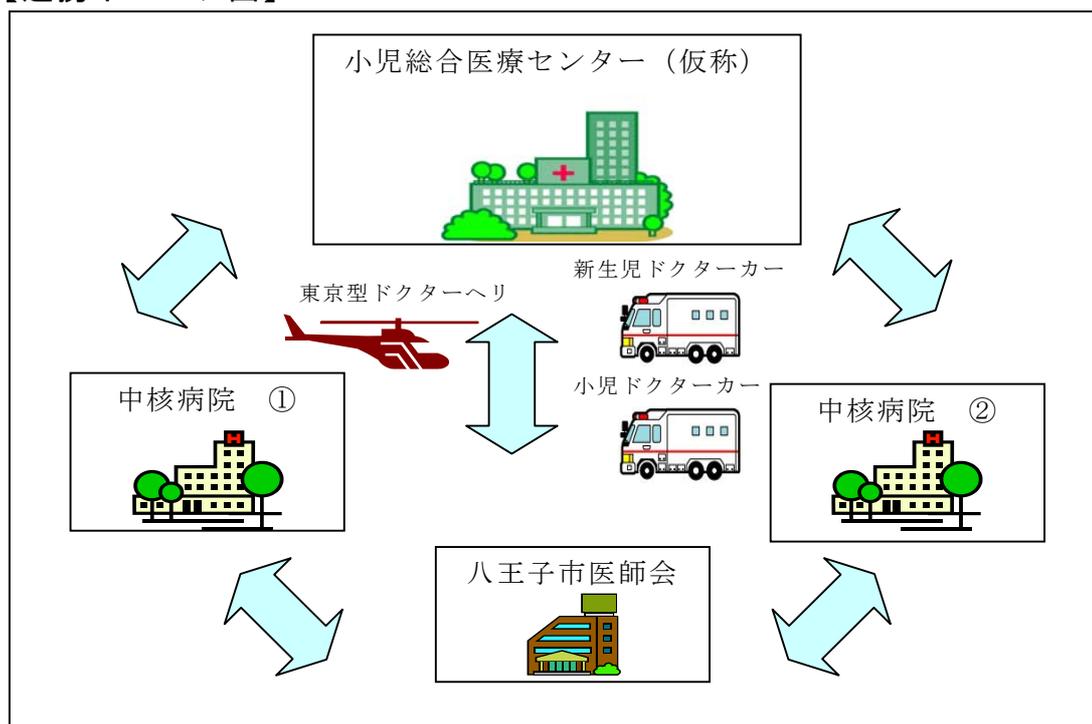
そこで、現在、八王子小児病院にある新生児ドクターカー1台を小児総合医療センター（仮称）に移転配備するとともに、新生児も搬送できる小児ドクターカーをさらに1台、東京都が小児総合医療センター（仮称）に配備し、2台体制で運行する。また、昨年11月に運用を開始した東京型ドクターヘリによる新生児の緊急搬送の検討も含め、多摩地域における小児救急搬送体制を充実させる。

5 小児総合医療センター（仮称）との連携

東京都が新たに整備する小児総合医療センター（仮称）は、小児に関し、「こころ」から「からだ」に至る高度・専門的な医療を提供する、都における小児医療の拠点であり、地域の医療機関との連携の下で、その機能を十分に発揮できるものである。

このため、すでに述べた小児総合医療センター（仮称）への小児ドクターカーの配備や、中核病院への専門医師の派遣など、地域の小児医療システムを効果的に機能させる中で、二つの中核病院をはじめとした八王子地域の医療機関との役割分担を明確にし、小児総合医療センター（仮称）との連携を一層強化することにより、患者が安心して受診できる医療提供体制を確立する。

【連携イメージ図】



6 八王子小児病院移転後の施設を活用した新たな小児医療体制等の整備

八王子小児病院移転後の八王子地域の小児医療については、地域の実状を踏まえ、かつ、市民が安心して医療が受けられるよう、医療提供体制の整備、充実が強く求められている。

このため、八王子市は市民の期待に応え、八王子地域における新たな小児医療体制等の確保に向けて、八王子小児病院の跡地、施設を活用し、小児外来診療、重症心身障害児（者）通所事業及び小児準夜救急診療事業を展開する。

(1) 小児外来診療及び重症心身障害児（者）通所事業

八王子小児病院の移転に伴い、八王子市は、これまで八王子小児病院が担ってきた重症心身障害児（者）を含めた小児の外来診療を継承し実施するとともに、重症心身障害児（者）通所事業などを実施する。

(2) 小児準夜救急診療事業

小児の外来診療を実施するに当たっては、4の(1)で前述したとおり、現在、医師会の協力を得て、市の保健センターで実施している小児準夜救急診療事業を八王子小児病院の跡地に移転整備し、初期の救急医療も含めた小児の外来診療を総合的に提供できる診療所として整備する。

東京都は、八王子市が上記の事業を実施するに当たり、八王子小児病院移転後の土地、建物を八王子市が取得することについて、最大限の支援を行う。また、重症心身障害児（者）通所事業などを事業者に委託して実施する際には、事業者の事業計画を踏まえ、運営経費については八王子市が支援するとともに、その経費及び八王子市が整備する施設、設備等に要する経費について、東京都は必要な支援を行う。

7 今後の取組

今後、八王子市及び東京都は、さらに支援内容の詳細を継続して検討し、八王子小児病院が移転した後の八王子地域における小児医療体制の一層の充実を目指し、相互に連携・協力していく。